

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 【規則】 ○ 指定居宅サービス事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 〃 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査の実施 【公告】 ○ 土地改良区役員の退任届 ○ 土地改良事業換地計画の縦覧（市町村） ○ 公共測量の実施		林政課 指導監査室 〃 〃 障害福祉課 〃 〃 都市計画課 耕地課 〃 監理課		○ 公共測量の終了 ○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	
		〃 都市計画課 建築指導課		担当課（室）	

◎岡山県規則第六十二号

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第九号を第十号とし、同項第八号中「公共建築物」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物」に、「第十二条」を「第十九条」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十六条 十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

第五条第三項中「者」の下に「であつて、次の各号のいずれかに該当するもの」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「及び第五号」を「、第五号及び第六号（償還期間に係る部分に限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次号において同じ。）の影響に伴う原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、事業拠点（林地、施設等をいう。）の存する区域が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に設定された者

二 原子力災害の影響により、過去二年以内に出荷制限等を受けた者

三 その他前二号に準ずる者として知事が認める者

第九条中「林業・木材産業改善資金貸付申請書（様式第一号）」を「申請書」に改める。

第十条中「林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第二号）」を「申請書」に改める。

第十一条第一項中「第九条の林業・木材産業改善資金貸付申請書又は前条の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書」を「前二条に規定する申請書」に改める。

第十二条第一項中「林業・木材産業改善資金借用証書（様式第三号）」を「借用証書」に改め、同条第二項中「林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（様式第四号）」を「借用証書」に改める。

第十八条第二項中「林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（様式第五号）」を「申請書」に改め、同条第三項中「林業・木材産業改善資金支払猶予申請書等」を「申請書」に、「速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（様式第六号）」を「その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに支払の猶予に関する申請書」に改める。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年12月3日 岡山県公報 第12350号

◎岡山県告示第五百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターフローアール

2 所在地

岡山県玉野市東高崎二五―二四七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アール・ケア

2 所在地

岡山県玉野市東高崎二五番地三四

三 指定年月日

令和三年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一五三五

五 サービスの種類

通所介護

令和3年12月3日 岡山県公報 第12350号

◎岡山県告示第五百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームひなせ

2 所在地

備前市日生町日生八〇三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三―五

三 指定年月日

令和三年十二月一日

四 事業所番号

三三二一〇〇〇五三

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第五百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ヘルパーステーション そら
 - 2 所在地 備前市日生町日生八〇三―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人 閑谷福祉会
 - 2 主たる事務所の所在地 和気郡和気町日笠下一六一三―五
- 三 指定年月日 令和三年十二月一日
- 四 事業所番号 三三―一〇〇二七九
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

◎岡山県告示第五百九十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和三年十一月十六日次のとおり指定した。
令和三年十二月三日

一 指定した医師		岡山県知事 伊原木 隆 太	
指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
三村 公洋	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	三村医院	津山市北園町三五―五
板野 純子	呼吸器	南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六

◎岡山県告示第五百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
津山薬局産業道路店	津山市小田中二二三―二	調剤	令和三年十二月一日
ほくぼう薬局	真庭市上水田三八二四―一	調剤	令和三年十二月一日
フアーマシイ薬局やかげ	小田郡矢掛町矢掛二六八五―一	調剤	令和三年十二月一日
フアーマシイ薬局西江原	井原市西江原町六六六―五	調剤	令和三年十二月一日
とよくに薬局	美作市豊国原三〇七―一	調剤	令和四年一月一日

◎岡山県告示第五百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年十二月三日

指定を辞退した医療機関

名称

医療法人晴風会三村医院

所在地

津山市北園町三五―五

担当する医療の種類

腎臓

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和三年九月十五日

◎岡山県告示第六百号

令和四年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マニフェストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号に規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。（2）及び（3）において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8（1）から（3）までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する

身分証明書

(3) 県民局長が発行する県税の納税証明書

(4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 二八及び九の者に該当しない旨の誓約書

(9) 二三及び四の許可を受けていることを証する書類

(10) 電子マニフェストシステムに加入していることを証する書類

(11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状

(12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し

(13) (1)に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類

(14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

令和四年一月五日（水）から同月三十一日（月）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日を含む。六1において同じ。）を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課

〒七〇〇―八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号

電話 〇八六―二三三―九八三八

4 提出方法

2の期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参し、又は書留郵便若しくは信書便により2の期間中（必着）に3の場所へ送付すること。

四 入札参加資格の審査事項

1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績

2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち

二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 二三の許可に係る届出をした車両であること。

(2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八メートル以下、幅二・五〇

メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。

(3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。

(4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。

3 直前決算における自己資本金

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三三の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三三の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三三の場所

〔五〇六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があった。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

二 退任役員

退任役員

氏 名

溝口 清志

住 所

久米郡美咲町大坪和西四六七

理事監

事の別

理事

令和3年12月3日 岡山県公報 第12350号

〔五〇七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備中県民局長に申し出ることができる。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

総社市長

二 地区名

総社第二地区 黒尾地区

三

縦覧に供する書類

換地計画書

四

縦覧の期間

令和三年十二月三日から同月二十四日まで

五

縦覧の場所

岡山県備中県民局農林水産事業部

〔五〇八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
備前県民局及び美作県民局管内の岡山県が管理する道路斜面	公共測量（航空レーザ測量）	令和三年十二月一日から令和四年三月二十八日まで

〔五〇九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市	測 量 区 域
公共測量、航空レーザ測量（グラウンドデータ作成、グリッドデータ作成、等高線データ作成、数値地形図データファイル作成）	測 量 の 種 類
令和三年十月二十九日	終 了 年 月 日

令和3年12月3日 岡山県公報 第12350号

〔五一〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

令和三年十一月十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町建設農林課において縦覧に供する。

〔五一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市長尾字千手堂七四八一、七四九一一、七五〇、七五一一一、七五二一一、七四六、七四七一

二 公共施設の種類

緑地、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区植松三七七

株式会社グリーン・グロウ

代表取締役 若松 賢典

五 許可年月日及び許可番号

平成二十七年十月九日岡山県指令建指第二二六号

令和3年12月3日 岡山県公報 第12350号

〔五一二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字中畑九七一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町二〇八〇一七エーデルハオスⅢA二〇二

渡邊 健生

三 許可番号及び許可年月日

令和三年九月六日岡山県指令建指第一九九号

令和3年12月3日 岡山県公報 第12350号

〔五一三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字西ノ鼻八八二一七、八八二一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区花尻あかね町七一〇ハシャーマゼンガーデンズあかね二〇五

星岡 敬佑

星岡 佳子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月二十二日岡山県指令建指第二三一号

〔五一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字田中一一二五―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月二十八日岡山県指令建指第二三五号

令和3年12月3日 岡山県公報 第12350号

〔五一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市長尾字千手堂七四八一、七四九一一、七五〇、七五一一一、七五二一一、七四六、七四七一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区植松三七七

株式会社グリーン・グロウ

代表取締役 若松 賢典

三 許可年月日及び許可番号

平成二十七年十月九日岡山県指令建指第二二六号

〔五一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年十二月三日
岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字田中一一二五―一

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

五 許可年月日及び許可番号

令和三年九月二十八日岡山県指令建指第二三五号